

兵庫地方最低賃金審議会

第3回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

日時：令和6年9月13日（金）10:00～
場所：兵庫労働局16階 第3共用会議室

部 会 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の審議について

(2) その他

3 閉 会

(案)

令和6年9月13日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 千田直毅

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
千田直毅
高階利徳
三上喜美男

労働者代表委員
遠藤義一
片山勇輝
小西啓介

使用者代表委員
金子敏之
鈴木健朗
松岡直哉

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 鉄道車両・同部分品製造業

(2) 船舶製造・修理業，船用機関製造業

(3) 航空機・同附属品製造業

(4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

(5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)

(6) (1) から (5) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 塗装におけるマスキングの業務

ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,126円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月1日

(案)

令和6年9月13日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 鉄道車両・同部分品製造業
 - (2) 船舶製造・修理業，船用機関製造業
 - (3) 航空機・同附属品製造業
 - (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
 - (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)
 - (6) (1) から (5) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から (5) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 塗装におけるマスキングの業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,126 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 6 年 12 月 1 日



令和6年9月13日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基0719第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 鉄道車両・同部分品製造業
 - (2) 船舶製造・修理業, 船用機関製造業
 - (3) 航空機・同附属品製造業
 - (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
 - (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)
 - (6) (1) から (5) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から (5) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 塗装におけるマスクングの業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 2 6 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 6 年 12 月 1 日